

粒子線がん治療費利子補給事業について

鹿児島県では、県民が粒子線治療を受けやすい環境を整備するため、メディポリス国際陽子線治療センターにおいて、粒子線治療を受ける患者本人やその家族等が治療費を金融機関から借り受けた場合に、利子の一部を助成しています。詳細は下記問い合わせ先へお問い合わせください。

1 利子補給の対象者

メディポリス国際陽子線治療センターで粒子線治療（※）を受け、治療費の支払いのために金融機関から借入を行った患者本人又はその家族等（親族、同一世帯に属する方）とします。

ただし、患者本人は、治療開始時点において、県内に1年以上在住している方であり、世帯全員の課税総所得金額が600万円以下の世帯に属する方とします。

そこで、県では、県民の方々が粒子線治療を受けやすい環境を整備するため、この施設で粒子線治療（※）を受ける患者ご本人やそのご家族等がその治療費を金融機関から借り受けた場合に、その利子の一部を助成しています。

（※）① 本助成の対象外となる疾患

公的医療保険が適用される以下1～3の粒子線治療対象疾患は、本助成の対象外となります。

1. 小児がん（限局性の固形悪性腫瘍に限る）
2. 限局性及び局所進行性前立腺がん（転移を有するものを除く）
3. 頭頸部悪性腫瘍（口腔・咽喉頭の扁平上皮がんを除く）

② 条件付きで本助成の対象外となる疾患

公的医療保険が適用される以下1～7の粒子線治療対象疾患のうち、「手術による根治的な治療法が困難」と医師が判断した場合は、本助成の対象外となります。

1. 限局性の骨軟部腫瘍
2. 肝細胞がん（長径4センチメートル以上のものに限る）
3. 肝内胆管がん
4. 局所進行性膵がん
5. 局所大腸がん（手術後に再発したものに限る）
6. 早期肺がん（Ⅰ期からⅡA期までの肺がんに限る。）
7. 3個以内の大腸がん肺転移（原発巣切除後であり、局所再発のないものであって、肺外転移が制御されているものに限る）

2 借入限度額及び利子補給の割合等

(1) 対象借入金

金融機関からの借入金のうち粒子線治療料相当額（限度額：3,140千円）とします。

(2) 利子補給率

- ① 年利率（6%以内）の100%……住民税非課税世帯に属する方
- ② 年利率（6%以内）の50%……世帯全員の課税総所得金額が600万円以下の世帯に属する方

(3) 利子補給期間

最初に利子を支払った月から5年（60月）を限度とします。

3 申請に必要な書類

- (1) 利子補給金承認申請書
- (2) 金銭消費貸借契約書の写し
- (3) 金融機関が発行する返済予定表の写し
- (4) 患者の属する世帯全員の住民票及び所得証明書
- (5) 粒子線治療を受けることの同意書の写し
- (6) 親族とみなされることを証する書類（親族が申請者となる場合のみ）
- (7) その他知事が必要と認める書類

4 申請から支払いまでの流れ

ア 申 請

- (1) 申請者が利子補給の承認申請書を県に提出
- (2) 県が承認・不承認を決定し、申請者へ通知

イ 支払い

- (3) アで承認された方は、各年1月から12月までの利子支払合計額を交付申請兼実績報告書により県に提出（年1回。翌年2月末日までに提出）
- (4) 県は交付額を決定し、1年分の利子支払い額を一括して交付

※ 申請書等は、県ホームページからのダウンロード及び各地域振興局保健福祉環境部健康企画課で入手できます。

【問い合わせ先】

鹿児島県保健福祉部健康増進課がん対策係

TEL 099-286-2721